平成２２年（フ）第１０６号
東京都中央区銀座８丁目９番11号銀座天國ビル７階
破産者　株式会社ＳＧＥ（旧商号株式会社駿河園）
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４５２号
大津市小野1041番地の３
破産者　有限会社コスモ住建
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１３６号
京都市中京区河原町三条上る下丸屋町407番地の２
破産者　株式会社京都音協
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第９４号
栃木県小山市大字高椅291番地２
破産者　塚原　優一
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第６９６号
さいたま市緑区東浦和７丁目32番地14　パレマロン503
破産者　神田　栄二
1　決定年月日　平成24年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７１０号
埼玉県久喜市上清久527番地
破産者　首浦征四郎
1　決定年月日　平成24年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７１１号
埼玉県久喜市上清久527番地
破産者　首浦フサエ
1　決定年月日　平成24年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７２３号
さいたま市緑区大字三室2123番地１　ハイツさきたま１号棟206、旧住所さいたま市緑区馬場２丁目30番地19　レオパレス光の杜102
破産者　寺尾　克之
1　決定年月日　平成24年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７４８号
さいたま市緑区大字上野田554番地10　プラシード上野田201
破産者　若谷　悦正
1　決定年月日　平成24年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９９号
茨城県ひたちなか市湊本町12番16号
破産者　木村　弘道
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４９９号
茨城県水戸市若宮２丁目８番30号　コーポグリーンＢ棟102号、旧住所茨城県ひたちなか市湊中央１丁目４番14号
破産者　大谷　信江
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４１７号
埼玉県所沢市若狭４丁目2520番地の24
破産者　小林　秀樹
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５７２号
埼玉県川越市東田町23番地２ドミ東田310号室、前住所埼玉県川越市藤原町25番地２ソフィア川越四季彩の街103号室
破産者　岩野　明廣
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６４７号
埼玉県入間市大字仏子227番地１　ハイツキャステル101
破産者　木村　弘一
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６８６号
埼玉県所沢市北原町870番地の５　パークハイツ1107
破産者　藤井　秀樹
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７０７号
埼玉県富士見市水谷東３丁目33番２―202号
破産者　山根　知明
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７１３号
埼玉県入間市扇台１丁目３番36号、前住所埼玉県入間市久保稲荷５丁目14番地35
破産者　佐藤　正晴
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７４号
京都府亀岡市東別院町鎌倉見立12番地124
破産者　長篠富由美
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第２２５号
鹿児島県姶良市東餅田997番地１、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市吉野町1045番地56
破産者　木場　浩明
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係